

滋賀県指定鈴鹿国定公園鳥獣保護区

鈴鹿国定公園特別保護地区

指定計画書(案)

令和2年 月 日

滋賀県

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

鈴鹿国定公園鳥獣保護区鈴鹿国定公園特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

東近江市甲津畑町と三重県の境界線上の根平峠南 210mの地点を起点とし、同所から同境界線を南進し水晶東谷との交点に至り、同所から同谷を西進し 260m下った小谷との交点に至り、同所から尾根を南西へ進み御在所山山頂より北西にのびる尾根筋に至り、同所から東近江市と甲賀市の境界線上の頂上部（権現神社）に至る直線を南進し同所に至り、同所から峠谷と小谷との間の尾根と滋賀県と三重県の境界線との交点に至る直線を南進し同所に至り、同所から同境界線を南進し国有林と民有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を 180m西進し、同所からニゴリ谷とマツガ谷をはさむ尾根部に至る直線を北東に進み同所に至り、同所からマツガ谷上流の尾根筋を北西に進み水領谷左岸の尾根に至り、同所から同尾根を北東に進み水領谷と野洲川との交点に至り、同所から同川を西進し峠谷との交点に至り、同所から同谷を北進し 270m上った小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み甲賀市と東近江市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を 150m西進し小班界との交点に至り、同所から同小班界を北進し御在所山より西にのびる尾根筋との交点に至り、同所から同尾根を 250m北西に進み、同所から水晶谷に至る尾根を北東に進み同谷に至り、同所から水晶谷を北進しロハチノイ谷とハチノイ谷にはさまれた尾根との交点に至り、同所から同尾根を東進し根平谷とクキオ谷にはさまれた尾根に至り、同所から同尾根を北西に進み根平谷南の小班界との交点に至り、同所から同小班界を東進し起点に至る線により囲まれた区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで（10年間）

### (4) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当地区は、滋賀県と三重県の境をなしている鈴鹿山系の鈴鹿国定公園内に位置し、コナラやブナの広葉樹林等、この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して、イヌワシ、クマタカ、ニホンカモシカ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類をはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は、周辺がコナラ等を中心とした二次植生や人工林が多いのに対し、特別保護地区内には、ブナ等の広葉樹と針葉樹が混在しており、また高標高地には自然低木群落があるなど、多様な自然が多く残されていることから、他の区域に比べ、猛禽類や大型哺乳動物を含む多様な生物の生息に適しており、中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、鈴鹿国定公園鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(6) 特別保護地区の再指定にかかる理由

この区域は、鈴鹿山系の御在所岳の山頂周辺に位置し、鈴鹿国定公園特別保護地区を含み自然環境に優れた地域で、猛禽類や大型哺乳動物を含む多様な生物が生息している。

したがって、行動圏が広域に及ぶ野生鳥獣の保護繁殖の拠点とするため、大規模生息地の保護を目的とした特別保護地区として再指定することが望ましい。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### (1) 保護管理方針

鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、関係団体等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

## 3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 233 ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林 野 233 ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha

その他 0 ha

#### イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

地方公共団体有地 0 ha

私有地等 233 ha

公有水面 0 ha

#### ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 0 ha

自然公園法による地域 233 ha

（鈴鹿国定公園）

特別保護地区 233 ha  
特別地域 0 ha  
普通地域 0 ha

文化財保護法による地域 0 ha

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 鳥獣保護区の位置

滋賀県と三重県の境をなしている鈴鹿山系の鈴鹿国立公園特別保護地区内に位置する。

###### イ 地形、地質等

地形は急峻で、地質は花崗岩で土表は比較的もろい。

###### ウ 植物相の概要

高木層にコナラ、ミズナラ、ブナ、シイ、カシ類などの広葉樹、モミ、ツガの針葉樹が見られ、中木層にアカヤシオ、リョウブ、シキミ、低木層にツツジ、アセビ、ウツギ、クロモジ類の植生が見られ、下層植生はほとんどササ類である。また、尾根部はドウダンツツジ類が密生している。

###### エ 動物相の概要

猛禽類や大型哺乳動物をはじめ森林性鳥獣の重要な生息地となっている。

##### (2) 生息する鳥獣類(※よく見られる種は枠囲い、天然記念物・希少鳥獣はアンダーライン)

###### ア 鳥類

イヌワシ、クマタカ、キセキレイ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、コゲラ、ヒヨドリ、モズ、ミソサザイ、ウグイス、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、エナガ、メジロ、ホオジロ、イカル、カケス、ホトトギス、クロツグミ、オオルリ、キビタキ、コルリ、コガラ、ゴジュウカラ等

###### イ 獣類

ニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、タヌキ、キツネ、ノウサギ等

##### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該特別保護地区およびその周辺において、農林水産物への被害はない。

#### 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

#### 6 施設整備に関する事項

##### ②特別保護地区用制札

(別紙6)

## 鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る理由書

当地区は、滋賀県と三重県の境をなしている鈴鹿山系の鈴鹿国定公園内に位置し、コナラやブナの広葉樹林等、この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して、イヌワシ、クマタカ、ニホンカモシカ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類をはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

